

盛土規制法に基づく規制区域の指定と今後の対応について

令和7年5月
県土整備部

資料9

■ 盛土規制法の概要

盛土等による災害から国民の生命・財産を守るため、土地の用途(宅地、森林、農地等)に関わらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制(R5.5月施行)



基本方針

1. スキマのない規制
2. 盛土等の安全性の確保
3. 責任の所在の明確化
4. 実効性のある罰則の措置

■ 規制区域のイメージと区域指定の状況

山形県では令和7年4月30日に、県内全域(中核市である山形市を除く)に対して規制区域を指定

宅地造成等工事規制区域

市街地や集落、その周辺など、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリア
〔県土の約3割〕

特定盛土等規制区域

地形等の条件から、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリア
〔県土の約7割〕



■ 許可が必要となる盛土等の例

一定規模以上の盛土・切土を行う場合に、あらかじめ都道府県知事等の許可が必要



■ 今後の対応

- ✓ 規制制度に関する周知を徹底し、手続き漏れを防止
- ✓ 市町村・地元住民からの情報提供・通報体制を構築
- ✓ パトロールを実施し、不法・危険な盛土等を防止

	R5	R6	R7~
規制区域	・ 市町村との調整 区域指定に向けた 基礎調査	・ 市町村長意見聴取 ・ パブリックコメント ・ 条例改正	4/30 規制区域指定 ・ 盛土等パトロール ・ 危険な盛土等の情報提供 ・ 許可等の審査
既存盛土等		・ 現地調査 既存盛土等調査	・ 既存の盛土 箇所の公表